

## 福井市公共交通機関利用環境向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、便利で快適な公共交通機関の利用環境の整備に係る交通事業者や商業者等の企業、自治会等の主体的な取組を支援し、もって公共交通機関の利用促進及び活性化を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助の対象となる事業者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条の鉄道事業を経営する者で、市内に営業所を置く事業者
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者で、市内に営業所を置く事業者
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定による法定協議会
- (4) 企業等
- (5) 自治会等の地域団体
- (6) NPO法人等（任意団体、地縁組織等を含む）
- (7) その他市長が適当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表に定めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める額を限度とし、予算の範囲内において補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助対象事業の開始前に、福井市公共交通機関利用環境向上事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第1-2号）
- (2) 収支予算書（様式第1-3号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、申請者

にその旨を交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかに福井市公共交通機関利用環境向上事業完了実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）事業実施報告書（様式第3-2号）

（2）収支決算書（様式第3-3号）

（3）支払証拠書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、申請者にその旨を確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付請求）

第10条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市公共交通機関利用環境向上事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第16条第1項の規定により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 この要綱による補助を受けた事業の実施に係る関係図書、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

（補助事業により取得した財産の管理等）

第13条 補助対象事業者等は、当該補助事業により財産等を取得した場合、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

補助対象事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道駅・バス停の施設整備 (待合室・トイレ・バス停上屋の新設及び更新、バリアフリー化、案内表示の設置など)</li> <li>2 パーク&amp;ライド、パーク&amp;バスライド実施に係る施設整備</li> <li>3 ICTを活用した利用環境整備 (運賃のキャッシュレス決済、MaaS、バスロケーションシステム等の導入)</li> <li>4 感染症拡大防止対策に係るもの</li> <li>5 その他市長が認めるもの</li> </ol>
補助率	1/2以内〔2/3以内〕
補助対象経費 限度額	1,000,000円〔1,500,000円〕
補助限度額	500,000円〔1,000,000円〕
補助対象経費	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負費</li> <li>・委託料</li> <li>・消耗品費</li> <li>・備品購入費</li> </ul> <p>(土地の取得、施設・備品等の撤去、単なる修繕等は除く)</p>

(注1) 〔 〕内は、福井市都市計画マスタープランに定める中心市街地又は第2次福井市都市交通戦略に定める地域拠点・乗継拠点での事業に適用する。

(注2) 福井市以外から補助を受ける場合、補助率は1/4以内(〔 〕内にあつては1/3以内)とする。